

## 管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引について

今回の改定に際して関係府省等に意見照会を行ったところ、管理、補助的経済活動を行う事業所に関して、以下の意見があった。

管理、補助的経済活動を行う事業所と同一企業内の事業所間取引（財貨の移動が伴わないもの）について、考え方、判断基準等がより明確になるように一般原則第6項に記載してほしい。

本意見は、同一企業内の他事業所に対してサービスを提供する事業所が、その他の補助的経済活動を行う事業所（以下「補助的事业所」という。）に格付けされる場合と、一般の市場取引を行う事業所と同様、経済活動の内容により分類される場合のメルクマールを明示すべきとの趣旨であり、以下のとおり事務局にて検討を行った。

## 1 補助的事业所の考え方の変遷

日本標準産業分類では、昭和24年の設定当時から補助的事业所（当時は「付随事業所」といった。）の取扱いについて、一般原則に記述している。当初から補助的事业所の概念はあったものの、それを限定的に解して、自家用発電所、自家用倉庫等としてきた。また、第4回改定（昭和32年）では、付随事業所の範囲が明確でないとして、付随事業の考え方は原則廃止して一般の事業所と同じ扱いとした。その後、第8回改定（昭和51年）で付随事業の考え方が復活し、自家用補修工事、鉄道業及び自家用倉庫に限り付随事業所とするとされた。

現行の日本標準産業分類では、第12回改定（平成19年）において補助的事业所が細分類として設定され、その内容例示として明示されたもののみを、補助的事业所として取り扱っている。

## 現行日本標準産業分類における補助的事业所の内容例示

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所；自家用資材置場；  
自家用倉庫；自家用油槽所<sup>※1</sup>；自家用油送所<sup>※2</sup>；電気事業会社営業所<sup>※3</sup>；  
サービスセンター<sup>※3</sup>；漏水管理事務所<sup>※4</sup>

（参考）※1～※4の内容例示は、下記の中分類にのみ記載

※1 自家用油槽所：16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、4509 水運業

※2 自家用油送所：17 石油製品・石炭製品製造業

※3 電気事業会社営業所及びサービスセンター：33 電気業

※4 漏水管理事務所：36 水道業

## 2 管理事務を行う本社等の考え方の変遷

日本標準産業分類では、昭和 24 年の設定時の一般原則には、管理事務を行う本社等についての記述はなく、第 4 回改定において、管理される主たる事業所と同一の分類とすることとされた。その後、第 12 回改定において、本社等が細分類として設定され、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類することとされた。

## 3 第 12 回改定で管理、補助的事業所が分類項目として設定された経緯

第 11 回改定の検討課題として、主として管理事務を行う本社等の分類の在り方が取り上げられ<sup>(注)</sup>、部会審議において、個別の分類項目の設定や管理事務の定義・範囲の明確化について検討された。第 11 回改定においては、主として管理事務を行う本社等の産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とすることから、管理事務を行う本社等が行う補助的活動は、当該経済的主体の主要な活動を促進するために行われることとして、同一企業内の事業所間取引の例外とし、一般原則（第 6 項 事業所の産業の決定方法）の修正を行った。

さらに、統計審議会答申の今後の課題において、「本社等事業所の活動内容等を調査・研究し、国際比較性の向上や統計の継続性にも配慮しながら、分類上の位置付けについて検討する必要がある」とされた。

第 12 回改定の検討では、前述の答申における課題に基づき、主として管理事務を行う本社等の活動、自家用倉庫等補助的経済活動の定義・範囲の明確化及び分類項目の設定等の在り方について検討を行った。検討の結果、主として管理事務を行う本社等を補助的経済活動を行う事業所の一形態として捉えて、中分類間では産業移動が生じにくいという点を踏まえ、産業横断的にその活動を捉えることを可能とするため、主だった中分類ごとに小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」を新設することとした。

(注) 第 11 回改定の検討開始（平成 11 年 12 月）前年に開催された「産業構造の変化に関する学識者懇談会」（平成 10 年 7 月 3 日、同年 9 月 3 日開催）及び「第 185 回分類部会」（平成 10 年 11 月 13 日開催）において、平成 9 年 6 月に持株会社の全面的な禁止を改めること等を内容とした独占禁止法改正法が公布されたことを踏まえた、金融持株会社を含めた持株会社の位置付け及び本社（特に、主として管理事務を行う本社等）の産業分類の決め方に関する検討が必要との意見が提示された。

## 4 国際基準における定義

ISIC 等の国際分類及び 2008SNA における補助的事業所及び本社等の定義は以下のとおりである。

### (1) 補助的事業所

#### 【ISIC 第 4 版】

簿記、輸送、貯蔵、仕入、販売促進、清掃、修理、整備、保安など、ある主体の主たる生産活動を、その主体の利用に供するために財またはサービスを供給す

ることによって支援目的で実施される活動

#### 【2022NAICS】

特定の事業所が、同じ企業に属する別の事業所を対象にした業務を提供する目的だけで設けられている場合があり、この種の支援業務は経済活動全般で行われており、財の生産活動やサービスの提供活動も含まれる。自らが所属する企業に対して支援業務を実施する各ユニットは、その業務に該当する NAICS コードに従って、実行可能な範囲内に分類される。すなわち、所属する企業のために保管業務を提供する倉庫は、倉庫業として分類される。

#### 【NACE】

一般的に、主要経済活動と副次的経済活動は、会計、運輸、保管、購買、販促、修理・メンテナンスなどの補助的経済活動の支援のもと、行われる。したがって、補助的経済活動とは、対象となるユニットだけが使用するために財やサービスを提供することで、もっぱら主要経済活動と副次的経済活動とを支援するために存在するものである。

以下の全ての条件を満たす経済活動は、補助的経済活動である。

- a. 対象となるユニットだけに財やサービスを提供する。
- b. 投入物は当該ユニットのコストに算入される。
- c. 産出物（通常はサービス、まれに財）は当該ユニットの最終製品には含まれず、総固定資産形成を発生させない。

#### 【2008SNA マニュアル】

##### D. 付随的活動

基本的に、どの企業も効率的に運営するために保有しなければならない基本サービスがある。このサービスには、以下のものを含む。

- ① 文書形式またはコンピューターで記録をとり、ファイルを管理し、勘定をつけること。
- ② 電子によるまたは伝統的文書による通信の機能を提供すること。
- ③ 原材料や設備を購入すること。
- ④ 雇用者を雇用したり、研修したり、人事管理をしたり、賃金・俸給の支払いをすること。
- ⑤ 原材料や設備を貯蔵・保管すること、倉庫関連業務。
- ⑥ 生産者単位の内外で財または個人を輸送すること。
- ⑦ 販売促進、建物およびその他の構築物を清掃し、維持すること、機械、設備を修理し、サービスを提供すること。
- ⑧ セキュリティーと監督を提供すること。

## (2) 本社等

#### 【ISIC 第4版】

##### 7010 本社

この細分類は、企業または事業体の他の事業単位の監督及び管理運営、企業ま

たは事業体の戦略または組織上の計画立案及び意思決定的役割の遂行、経営上の管理権の行使、関連する事業単位の日々の業務の管理が含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

本社、中央管理事務所、法人事務所、地区及び地方事務所、子会社管理事務所  
この細分類は以下を除く。

管理運営に従事していない持株会社の活動（6420 参照）

#### 【2022NAICS】

##### 55111 事業経営業

主として、(1)支配的利権を保有する又は経営決定に働きかける目的で企業の証券(又はその他の持分)を保有する事業所、又は(2)企業の他の事業所の運営、監督、経営を行い、一般に企業の戦略的又は組織的プランニングや意思決定役割を引き受ける事業所(政府事業所を除く)が含まれる。運営、監督、経営を行う事業所は企業の証券を保有している場合がある。

#### 【NACE】

##### 70.10 本社活動

本細分類には、会社や企業内のその他のユニットの監督と管理、会社や企業の戦略企画や組織構想、意思決定の役割の引受、業務管理、関連ユニットの日々の業務管理が含まれる。

本細分類には以下が含まれる。

本社、中央管理事務所、法人事務所、地区及び地方事務所、子会社管理事務所  
本細分類は以下を除く。

管理運営に従事していない持株会社の活動

上記2(1)及び(2)を見ると、国際基準の付随的活動の定義は我が国より広範で、日本標準産業分類の本社等の管理的活動に含まれる原料一括購入や人事管理を含んでいる。

## 5 同一企業内の事業所間取引の考え方について

補助的事業所を除く同一企業内の事業所間取引については、第4回改定において一般原則に考え方が記載され、「販売又は対価を受け取って行うサービスの提供と同様に取り扱う」としており、その記述は、第11回改定まで大きく変わることなく維持されていた。

その後、第12回改定において、補助的経済活動が分類項目として設定されたことを踏まえ、一般原則第6項における同一企業内の事業所間取引の取扱いに関する記述が変更されるとともに、同一企業内の事業所間取引の例外として、管理、補助的経済活動の取扱いについて記述されることとなった(下記マーカ一部分)。

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

一般原則 第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。

（中略）

主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

（中略）

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

（以下略）

なお、製造業の総説にも、同一企業内の事業所間取引についての記述がある。

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

製造業 総説

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。

（中略）

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

（中略）

(I) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

## 6 課題の整理

上記から、特に補助的事業所については、①～④のように、経緯と課題を整理できる。

- ① 同一企業内の事業所間取引については、第4回改定以降、「販売又は対価を受け取って行うサービスの提供と同様に取り扱う」とされていた。他方、補助的事業所については主事業所の産業と同一とするとされ、同一企業内の事業所間取引の例外となっていた。
- ② 第12回改定において、新たに補助的経済活動を分類項目として設定したことにより、「同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類『管理、補助的経済活動を行う事業所』の該当項目に分類する」と補助的経済活動の範囲が内容例示として明示された一方で、同一企業内の事業所間取引の取扱いに関する明確な記述がなくなった。
- ③ 第12回改定において設定された補助的経済活動の分類項目には、その内容例示として記載されているもののみが該当し、補助的経済活動の範囲を限定している。そのため、それ以外の事業所、すなわち第13回改定において設定された「コールセンター」をはじめサービスを提供する事業所の大多数については、同一の経済活動であっても自社のために行うものと他社のために行うものの両方が存在し、ある事業所が自社のためだけに行う場合であっても、当該事業所は補助的経済活動には該当しないという整理となる<sup>(注)</sup>。
- ④ 現行の補助的経済活動の範囲は、ISIC や 2008SNA の補助的経済活動よりも狭く（ISIC 等で補助的経済活動とされているものが、日本標準産業分類では本社等の管理的活動に含まれている）、また、その範囲に限定している理由が明確になっていない。さらに、中分類 33 電気業の補助的経済活動の内容例示には、「電気事業会社営業所」及び「サービスセンター」が記載されており、他産業と整合していない状況となっている。

(注) コールセンターのほか、会社の保養所（細分類「7591 会社・団体の宿泊所」に分類）も、補助的経済活動には該当しない。

特に、④の国際基準との比較においては、補助的経済活動と管理的活動の一体的な検討が必要と考えられ、以下のとおり検討課題を整理する。

- ① ISIC、SNA 等の国際基準との整合も含めた、本社等の管理的活動と補助的経済活動の概念定義の再整理（双方の切り分け及び範囲の検討等）とそれを踏まえた日本標準産業分類への位置付け方
- ② ①を踏まえた、同一企業内の事業所間取引に関する一般原則における記述

これらについては、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することとしたい。

過去の JSIC における補助的事業所（付随事業所）、本社等の考え方について

	補助的事業所（付随事業所）	本社等	同一企業内の事業所間取引
設定 昭和 24 年 [1949 年] 10 月	第四項 付随事業所の産業は主事業所の産業に分類される <u>一事業所において行う経済活動が、主事業所の付随事業であって、一般を対象としない場合には、その事業所の産業は主事業所の産業に分類するのである。</u> たとえば工場自家用の変電所、商店専属の倉庫等は電力供給業、倉庫業とせず、工場、商店と同一の産業とするのである。	記述なし	記述なし
第 4 回改定 昭和 32 年 [1957 年] 5 月	第 6 項 事業所の産業は主要業務により決定される 従来は、一事業所においておこなう経済活動が主事業所の付随事業であって一般を対象としない場合には、その事業所の産業は主事業所の産業と同じ産業に分類されていた。たとえば製造工場専属の発電所とか、デパート専属の倉庫とかは、電気業または倉庫業としないで、それぞれ製造業または百貨店とした。しかし、 <u>今回は自家用補修工事および鉄道業について特例をみとめた以外は付随事業所の取扱いをやめてそれぞれの主要経済活動によつて分類することとした。</u> ただし、調査の目的によつては、修理工場、変電所、倉庫、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限つて主事業所に専属する付随事業所の活動をみとめ、 (イ) それを主事業所と同じ産業に分類するとか、あるいは (ロ) 主事業所にあわせて一個の事業所として取扱う場合があるものとする。	第 6 項 事業所の産業は主要業務により決定される 管理事務を行う本社、出張所などは管理される主たる事業所と同一産業に分類する。ただし卸売と主とする出張所などは卸売業に分類される。	第 8 項 その他 同一企業に属する事業所間の商品の移動またはサービスの提供は、販売または対価をうけとつておこなうサービスの提供と同様に取扱うものとする。
第 6 回改定 昭和 42 年 [1967 年] 5 月	第 6 項 事業所の産業は主要業務により決定される 従来、 <u>自家用補修工事および鉄道業についてのみ、特例として付随事業所の取扱いをみとめていたが、今回の改訂で倉庫業から自家用倉庫をはずしたため、自家用倉庫についても付随事業所の取扱いをすることとなり、それ以外の場合は、一事業所においておこなわれる経済活動が主事業所の付随事業であって一般を対象としない場合でも原則としてそれぞれの主要経済活動によつて分類される。</u> ただし、調査の目的によつては、修理工場、変電所、倉庫、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限つて主事業所に専属する付随事業所の活動をみとめ、 (イ) それを主事業所と同じ産業に分類するとか、あるいは	同上	同上

	(ロ) 主事業所にあわせて一個の事業所として取扱う場合があるものとする。		
第8回改定 昭和51年 [1976年] 5月	第6項 事業所の産業の決定方法 <u>主事業所の附随事業であって一般を対象としない事業所の産業は、自家用補修工事、鉄道業及び自家用倉庫に限り主事業所の産業と同じ産業に分類されるが、これ以外の附随事業所については、原則として、それぞれの主要経済活動によって分類される。</u> ただし、調査の目的によっては、修理工場、変電所、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限って主事業所に専属する附随事業所の活動を認め、 (1) それを主事業所と同じ産業に分類するか、あるいは (2) 主事業所にあわせて一個の事業所として取り扱う場合があるものとする。	第6項 事業所の産業の決定方法  記載内容は変更なし	同上
第11回改定 平成14年 [2002年] 3月	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 (2) <u>自家用倉庫、自家用補修工事、自家用鉄道及び鉄道業の補助的経済活動については、主事業所の産業と同一とする。</u>	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法  記載内容は変更なし	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 同一企業に属する事業所間の財貨の移動又はサービスの提供（ <u>本社等が行う管理的事務を除く</u> ）は、販売又は対価を受け取って行うサービスの提供と同様に取り扱うものとする。
第12回改定 平成19年 [2007年] 11月	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 (2) <u>同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</u> なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。 この産業分類における経済活動とは、生産又は販売する財、 <u>自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービス</u> を細分類項目でとらえたものである。

※ 新たに補助的経済活動を分類項目として設定したことによると思われる変更。第11回以前のように、同一企業内の事業所間取引の取扱いが明確に記述されていない。